

(仮称) 公園アパート建設工事に伴う基本設計及び実施設計業務について、次のとおりプロポーザル方式による設計者の公募（以下「プロポーザル」といいます。）を行いますので、参加を希望される方は次の要領により手続を行ってください。

令和8年7月1日

呉市長 新原 芳明

1 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 公園アパート建設工事に伴う基本設計及び実施設計業務
- (2) 業務内容 呉市西中央4丁目8番内に整備する(仮称) 公園アパート建設工事に伴う基本設計、実施設計、解体設計等
- (3) 履行期間 契約日から令和10年2月15日(火)まで

2 業務委託契約

- (1) 契約の方法
随意契約
- (2) 業務委託金額
本業務に関する費用は、213,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内とする。
- (3) 委託料の支払条件
前払金は、呉市公共工事の前金払に関する規則(昭和43年呉市規則第25号)に基づき、必要な手続を経た上で、令和9年3月31日までに、必ず請求すること。
- (4) 契約保証金
契約金額の10パーセント以上(ただし、免除要件あり)

3 参加資格等

- (1) 単体企業の場合
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
 - イ 過去3年間において、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為をした者でないこと。
 - ウ 令和7・8年度呉市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加有資格者名簿に建築関係コンサルタント(建築一般)で登録されていること。
 - エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - オ 公告の日から契約までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱(平成9年4月1日制定)第4条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 法人及びその代表者（個人事業者の場合は、代表者）に市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

ク 広島県内に本店又は営業所を有していること。

ケ 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(2) 設計共同体の場合

ア 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。

イ 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。

ウ 代表構成員及び構成員は、(1)アからキに掲げる条件を全て満たす者であること。

エ 代表構成員又は構成員のいずれかは、(1)クに掲げる条件を満たす者であること。

オ 構成員が単体企業又は他の設計共同体の構成員や協力事務所として今回のプロポーザルに参加していないこと。

(3) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

ア 担当課及び施設管理者職員に直接・間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（（仮称）公園アパート建設工事に伴う基本設計及び実施設計業務の公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める手続は除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ウ 実施要領の規定に違反すると呉市長が認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(オ) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合

(カ) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）

オ 他の参加者のヒアリングを傍聴した場合（参加者の社員その他関係者が当該行為をした場合を含む。）

カ ヒアリング参加者と傍聴者がヒアリング中（他の参加者がヒアリングをしている時間を含む。）に接触した場合。

4 手続等

(1) 担当課

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市都市部住宅政策課（呉市役所本庁5階）

電話：0823-25-3391 ファクシミリ：0823-24-6831

電子メール：zyutaku@city.kure.lg.jp

(2) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

ア 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、呉市ホームページから入手するものとする。

ただし、担当課においても、参加者1者につき各1部を配布することができる。

イ 配布期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月24日（金）まで（担当課配布については、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

また、実施要領等は、本公告後、呉市ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間 令和8年7月2日（木）から令和8年7月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

エ 提出書類及び部数 様式1から様式5を各1部（左綴じ）、様式6を15部（カラー使用可）
設計共同体の場合には、併せて様式7から様式9を各1部（左綴じ）

(4) 技術提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

ア 提出期間 通知のあった日から令和8年9月1日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 担当課

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

エ 提出書類及び部数 様式10は1部、様式11から様式14は各15部（カラー使用可）

5 審査方法

(1) 第一次審査

参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5者程度を選定する。技術提案書の提出要請を受けた者は、期限までに技術提案書を提出すること。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、特定者及び次点者各1者を特定する。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1単体企業につき1申請（設計共同体の場合は1設計企業体について1申請）とし、重複して申請はできない。

(4) 本業務を受注した者（設計共同体の場合は各構成員とし、協力を受ける他の者を含む。）又はこれと資本面（※1）若しくは人事面（※2）において関連がある者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできない。

※1 「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいう。

※2 「人事面において関連がある」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

(5) プロポーザルに関する詳細については、実施要領等による。